平成１９年度事業計画及び収支予算について

１　平成１９年度事業計画

本県水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、需要に応じた米の生産等の推進を図るため、国から交付される水田農業構造改革交付金等を活用し、次の事業を実施する。

(1) 会議等の開催

県協議会の事業実施に当たっての基本的事項、推進方策等について協議・決定するため、総会及び理事会を開催する。

また、地域協議会や農業協同組合における関係事業の適正、かつ円滑な実施を図るため、説明会等を随時開催する。また、ホームページを活用し、地域協議会へ迅速な情報提供を図るとともに、協議会の業務運営の透明性を確保するため、情報公開を行う。

【総会及び理事会の開催計画】

通常総会：平成１９年４月
理 事 会：平成２０年３月

(2) 水田活用新作物研究会の開催

本県の水田農業の構造改革を進め、主食用米に代わり水田を有効活用できる新作物を検討するため、協議会活動の一環として実務担当者による水田活用新作物研究会を開催する。

【研究会の開催計画】

年３回（１９年４月、８月、１１月）

【試作ほの設置】

バイオエタノール用水稲試作ほ
２か所（尾張部　１か所、三河部　１か所）

(3) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）事業

ア　地域協議会助成事業

(ｱ) 産地づくり事業

地域協議会が、水田農業ビジョンに基づいて、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するために行う産地づくり事業への取組に対して助成する。

平成１９年度は、地域協議会への配分額を増額するとともに、担当者説明会等における啓発や各会員による地域協議会への支援活動を通じて、農家等にとって一層取り組みやすく、魅力ある助成内容への見直しを進め、交付予定額に対する執行率の向上に、引き続き、努めることとする。

【産地づくり事業の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　考
千円 ３，５１１，９０６	５４協議会へ配分

(ｲ)稲作構造改革促進事業

地域協議会が、需要に応じた米の生産を行う担い手以外の者を対象に、生産調整のメリット措置として、米価下落に応じて助成する。なお、地域協議会の取り決めにより、財源を産地づくり交付金へ融通することができる。

【稲作構造改革促進事業の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
１７４，３３１ 千円	３４協議会へ配分

(ｳ)担い手集積加算事業

地域協議会が、担い手への土地集積を促進するために、担い手に農地を集積した担い手以外の者に対して、稲作構造改革促進事業の加算事業として、米価下落に上乗せ助成する。なお、地域協議会の取り決めにより、財源を産地づくり交付金へ融通することができる。

【担い手集積加算事業の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
２４，９２１ 千円	３４協議会へ配分

イ　新需給調整システム定着交付金助成事業

県協議会が定めた新需給調整システム定着交付金の活用方針に基づいて、米の生産調整に意欲的な取組を行った生産者に対して、地域協議会を通じて助成する。平成１９年度においては、以下の助成事業に取り組む。

【新需給調整システム定着交付金助成事業の助成水準】

大幅な超過達成を実施した担い手：１０，０００円以内/10a
地域振興作物の作付け：１２，０００円以内/10a
景観形成作物の栽培：１０，０００円以内/10a
加工用米の生産・出荷：１，０００円以内/60kg

【新需給調整システム定着交付金助成事業の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
４０，０００ 千円	

(4)耕畜連携水田活用対策

ア　取組面積助成事業

地域協議会が、飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域の創意工夫により設定した取組助成単価をもって、地域の水田状況に適した飼料作物の作付の取組に対して面積当たりの助成をする。

【耕畜連携水田活用対策（取組面積助成事業）の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
千円 １１，６２２．１	５協議会へ配分

イ　生産振興助成事業

県協議会が、地域において創意工夫を活かした飼料生産の取組を行う生産集団に対して助成する。

(ｱ)水田飼料作物の作付け推進活動

飼料自給率向上を図るため、水田における飼料作物の生産拡大の啓発・推進活動を実施する。

【耕畜連携水田活用対策（生産振興助成事業・ソフト）の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
千円 １，１９４．９	

(ｲ)水田飼料作物等生産利用施設機械の整備

刈取り・梱包用機械（ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ、ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞﾏｼﾝ）の導入

【耕畜連携水田活用対策（生産振興助成事業・ハード）の１９年度交付予定額】

１９年度配分額	備　　考
千円 ５，２５０	

(5) 水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）事業（１９年度限り）

稲作所得の確保を図るため、生産者の拠出金と国からの交付金により資金を造成し、農業協同組合を通じて、米の価格の下落に応じて生産者へ補てん金を交付する。平成１９年度は、１８年産米に係る補てん金を交付する。

(6) 麦・大豆品質向上対策事業（１９年度限り）

担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成するため、担い手が行った高品質の麦又は大豆の生産に対して、地域協議会を通じて補助する。平成１９年度は、１８年産大豆に係る補助金を交付する。

(7) 担い手経営安定対策事業（１９年度限り）

水田営農の担い手の経営安定を図るため、担い手を対象に、その拠出金と国からの交付金により資金を造成し、稲作所得基盤確保対策に上乗せして、農業協同組合を通じて、稲作収入の下落に応じて補てん金を交付する。平成１９年度は、１８年産米に係る補てん金を交付する。